

平成21年(2009年) 3月16日

姫路市長 石見利勝様

姫路市個人情報保護審議会

会長 菅 尾 英 文

姫路市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

姫路市長より平成20年11月11日付けで諮問を受けた下記の保有個人情報の部分開示決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「平成20年9月1日から9月30日の間に申請された〇〇〇〇分の戸籍・除籍等証明書交付請求書」及び「平成20年9月1日から9月30日の間に申請された〇〇〇〇分の戸籍・除籍等証明書交付請求書」

1 審議会の結論

「平成20年9月1日から9月30日の間に申請された〇〇〇〇分の戸籍・除籍等証明書交付請求書」及び「平成20年9月1日から9月30日の間に申請された〇〇〇〇分の戸籍・除籍等証明書交付請求書」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

趣旨① 本件処分を取り消し、本件公文書に記載されている印章部分を除いた交付請求者名の開示を求める。

趣旨② 戸籍・除籍謄本を法律職業人や関連業務の公務員以外を除く第三者に交付した現状の運用に対する合理的な説明を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 交付請求者名の開示を求める。あるいは、開示不可とする合理的な説明を求める。姫路市としては、交付請求者の何の権利利益を保護しようとして、部分開示をしたのか。直系親族である請求権利者が請求したことの情報を保護することは個人情報として理解できるが、直系親族以外が請求した場合は、開示請求に応じるべきで、戸籍を出された人の当然の権利だと思う。裁判所への申立人が“土地の相続者を明確にするため”に“仮に”戸籍を請求することが可能なら、「調停に必要とのことで交付しました」と戸籍を出された人に通知すべきであり、交付請求者名が明らかになったからといって、私は申立人に苦情を言うつもりもない。

イ 戸籍謄本・除籍謄本を、法律職業人や関連業務の公務員以外を除く第三者に交付する現状の運用に対する合理的な説明を求める。戸籍謄本・除籍謄本（原を含む。）は、法律職業人や関連業務の公務員以外を除いて第三者に交付すべきではないと思う。今回のような申立人からの請求がある場合は、その請求に

は応じずに、裁判所又は法律職業人からの請求を求める、相続に関係のない情報を黒塗りにする、裁判所へ直送する、又は裁判所への封印封筒で交付する、のいずれかにすべきである。裁判・調停に必要との理由でも、第三者が戸籍をそのまま目にすることができる現状の運用には欠陥がある。争っている相手に戸籍等の個人情報を交付すると、悪意があればその情報から“脅し”に発展する危険性もある。極めて高いレベルの個人情報が複写され、出回る危険性もある。一般的には問題発生が十分考えられるが、万一そのようになった場合は、姫路市として責任が取れるのか。責任を取れないなら、もっと個人情報に対して厳密であるべきだと思う。保護すべきは、申立人が行った戸籍請求の情報ではなく、出された各個人の戸籍・除籍の情報であり、大いなる矛盾を感じる。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が部分開示決定通知書、不開示理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している不開示理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件公文書について、姫路市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第16条第3号に基づき、特定の個人が識別され、個人の権利利益を害するおそれがあるとして本件処分を行った。
- (2) 条例第16条第3号の規定は、開示請求のあった保有個人情報について、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別できるものについては、不開示とすることを原則としている。本件公文書は、請求対象者に係る本籍、氏名、生年月日、証明の種類、必要通数、請求の使用目的等が、交付請求者の住所、氏名、生年月日、請求対象者との続柄とともに交付請求者により記入されるものである。本件公文書において、異議申立人に係る個人情報は、請求対象者に係る本籍以下、使用目的までであり、交付請求者については異議申立人以外の特定の個人を識別できるものとして本件処分が相当と判断した。
- (3) また、本号ただし書きにおいて、例外的に開示請求者以外の個人情報の開示義務が定められているが、交付請求者に係る個人情報が、本号ただし書きアに規定する開示請求者が法令等により知ることができる情報であるかどうかについては、法令の規定、慣行においてそのような取扱いが存在していない。本号ただし書きイに規定する人の生命、財産等を保護するために必要な情報かどうかについては、これも該当しない。本号ただし書きウの規定は、公務員に係る情報であり、これにも該当しない。

以上の理由により、本件処分は、適法かつ妥当なものである。

4 審議会の判断

(1) 異議申立ての趣旨①について

ア 本件公文書中、不開示部分は「窓口へこられたあなた」欄であり、住所、氏名、必要な人との続柄及び印章部分からなっている。異議申立人は、当該不開示部分の内、印章部分は不要としているため、その部分を除いた不開示部分について、実施機関が挙げる不開示の理由の妥当性について、以下、検討する。

イ 条例第16条第3号本文の該当性について

条例第16条第3号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は不開示とすると規定している。そして、「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る保有個人情報の中に含まれている開示請求者以外の個人に関する情報である。

当該不開示部分に記載されている氏名等は、異議申立人とは異なる第三者であり、これを開示すると当該第三者が識別できることは明らかであり、本号本文に規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当する。

ウ 条例第16条第3号ただし書の該当性について

条例第16条第3号ただし書きは、当該開示請求者以外の個人情報であっても例外的に開示義務を定めたものである。そこで、当該不開示部分が、かかるただし書に該当するかについて検討する。

(ア) 本号ただし書きアの該当性について

本号ただし書きアは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」と規定しているが、当該不開示部分について、異議申立人が知ることができ、又は知ることが予定されるとする根拠となる法令の規定や慣行は見出せない。よって、本号ただし書きアには該当しないと解される。

(イ) 本号ただし書きイの該当性について

本号ただし書きイは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」と規定しているが、当審議会

の審議（異議申立人の口頭による意見陳述も含む。）において、当該不開示部分の情報がこの情報にあたるものと認められる事情を見出すことはできなかった。従って、当該不開示部分は、本号ただし書きイには該当しないと解される。

(ウ) 本号ただし書きウの該当性について

本号ただし書きウは、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分を、不開示とする第三者（個人）情報から除外するものであるため、当該不開示部分は本号ただし書きウには該当しない。

以上、当該不開示部分は、本号ただし書きアからウには該当しないと解される。

(2) 異議申立ての趣旨②について

異議申立人は、異議申立書の趣旨②において、「第三者に交付する現状の運用に対する合理的な説明を求める」とするが、当審議会は、現状の戸籍等の交付事務に係る運用について審議する権限を有しておらず、かかる問題について判断することは、当審議会の権限を越えていると解される。しかしながら、この点について異議申立てがなされていることから、当審議会としても、一定の見解を述べることとする。

ア 戸籍法（以下「法」という。）第10条の2は、本人等以外の第三者による戸籍謄本等の交付請求についての規定であり、同条第1項において、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合」は「権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行するために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由」（同項第1号）を、「国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合」は「戸籍謄本等を提出すべき国又は地方公共団体の機関及び当該機関への提出を必要とする理由」（同項第2号）を明らかにしなければならないとされている。

イ 本件公文書において開示されている「使用目的」欄には、提出先と推測される裁判所名が記載されており、また、実施機関からの意見聴取においても、交付請求者による疎明資料の添付及び実施機関による提出先裁判所への確認も行われている。以上の点から、当該不開示部分に記載された請求者は法第10条の2に基づく正当な権利を有する者と解される。

ウ 本件の背景には、土地の権利を争う調停の申立があり、交付請求者は、調停の相手方である相続人の確定に必要であるため、異議申立人等に係る戸籍等を

請求したものである。すなわち、交付請求者は、憲法第32条に規定する裁判を受ける権利を行使し、国の機関である裁判所に提出するために異議申立人等に係る戸籍等を請求したものである。

以上のとおり、本件については、法に基づく正当な権利を有する者からの請求であり、事務手続の際も、実施機関から提出先裁判所へ確認するなど厳密に処理されており、運用上も問題はなかったと解される上、本件に係る戸籍等は、調停申立の際の手続に必要な不可欠な資料であることに鑑みれば、第三者に交付したことは、現行制度上、やむをえない対応といわざるを得ない。

(3) 結論

以上の理由により、当審議会は「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 議 会	経 過
平成 20 年 11 月 11 日	—————	・ 実施機関からの諮問書の提出
平成 20 年 11 月 27 日	—————	・ 実施機関からの不開示等理由説明書の提出
平成 21 年 1 月 19 日	平成 20 年度第 2 回	・ 実施機関からの意見の聴取 ・ 審議
平成 21 年 2 月 4 日	平成 20 年度第 3 回	・ 異議申立人からの意見の聴取 ・ 審議
平成 21 年 3 月 16 日	—————	・ 答申